

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 国立大学法人を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人とするものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)